

司法省登録長官部 (マラウイ) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 MW. I
特許押印請求書（特許様式No. 15）	附属書 MW. II
更新手数料支払書（特許様式No. 19）	附属書 MW. III
許可前の明細書の補正申請書（特許様式No. 30）	附属書 MW. IV
許可後の補正申請書（特許様式No. 31）	附属書 MW. V
誤記の訂正請求書（特許様式No. 42）	附属書 MW. VI

略語のリスト

国内官庁：	司法省登録長官部（マラウイ）
M P A：	マラウイ特許法
M P R：	マラウイ特許規則
M P T：	特許裁判所規則

指定（又は選択）官庁 MW	司法省登録長官部 （マラウイ） 国内段階に入るための要件の概要	概要 MW
国内段階に入るための期間	P C T第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 P C T第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （P C T規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	P C T第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びP C T第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 P C T第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：マラウイ・クワッチャ（MWK） 完全明細書を提出するための手数料…………… MWK 500	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

1 P C T第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

MW	司法省登録長官部 (マラウイ) (続き)	MW
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2)	国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{2, 3} 出願人が発明者でない場合には、発明者に関する宣言書 ^{2, 3} 代理人の選任 ² 英語による優先権書類の確認済翻訳文 ⁴	
誰が代理人として行為できるか？	マラウイの司法省に弁理士又は弁護士として登録されている者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (P C T規則49の3. 1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3. 2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

2 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4. 17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 関連する発明の特許性を決定することに優先権の有効性が関与している場合。

国内段階の手続

MW. 01 国内段階へ移行するための様式

完全明細書を提出するための国内出願様式（特許様式No. 6）を国内段階へ移行するために使用することができるが、義務ではない（したがって、この様式は附属書に複製していない）。

MW. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。適用される手続についてはMW.10(i)を参照。

MW. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書MW. I に概説されている。

MPR Rules 78

79

82(2)

MW. 04 送達用あて名

出願人は、マラウイの国籍又は住所を有するか否かに関わらず、代理人の選任は要求されないが、マラウイ国内における（通知及び他の通信文書の）送達用あて名を必要とする。国内段階移行について出願人を代理するためにマラウイの代理人を選任した場合、委任状は要求されないが、代理人は国内官庁から通知があれば自己の権能を証明するよう準備しなければならない。

MPA Sec. 12(3)

MW. 05 発明者に関する宣誓書

出願人は、発明者でない場合、発明者として表示されている者が発明者であり、その発明者がマラウイに関して発明を所有している者と信じる旨の宣誓書を提出しなければならない。この宣誓は書面で行い（特別の様式はない）、出願人又は代理人が署名しなければならない。認証は不要である。

MPR Rule 7

MW. 06 優先権書類（証明付翻訳文）

翻訳者は、優先権書類の英語による翻訳文を証明するために、翻訳文が真実かつ完全である旨を宣誓しなければならない。

MPA Sec. 21

MW. 07 許可公告

出願人は、国際出願の特許が許可された旨の国内官庁からの通知（許可通知）を受領した場合、国内官庁の公報に許可を公告しなければならない。公告は国内官庁の登録官の承認を受けなければならない。出願人は許可公告を行うために、承認された公告物を、Government Printer, P.O. Box 37, Zomba, Malawiに、公告手数料（附属書MW. I 参照）を伴い送付しなければならない。

MPA Sec. 25

MPR Rule 33

MW. 08 証印請求及びその時期

国際出願の許可後、特許付与に対する異議申立がない場合、又は異議申立があれば最終的に特許付与の決定となった場合、出願人は特許証印を国内官庁に請求しなければならない。請求は様式No. 15（附属書MW. II 参照）で行い、附属書MW. I に示す手数料を支払わなければならない。特許の証印請求は、国際出願日から22箇月以内、又はP C T 第39条(1)の規定に基づく期間が適用される場合には国際出願日から32箇月以内に行わなければならない。

MPA Sec. 32
MPR Rules 37
to 39

MW. 09 更新手数料

特許付与（証印）後，出願人は国際出願日から起算して3年目が満了した後の各年について更新手数料を支払わなければならない。支払は，証印日から6箇月以内に，特許様式No. 19（附属書MW.III参照）を使用して行わなければならない。その後の年度についての支払は前払が可能であるが，該当年度の満了までに支払わなければならない。国内官庁は自己の裁量に基づき，更新手数料の支払期日が到来している年度の満了から6箇月以内であれば期間延長を認めることができる。期間延長申請は特許様式No. 20で行い，更新手数料の支払期間延長手数料の支払を条件とする。手数料の額は附属書MW. I を参照。

PCT Art. 28
41
MPA Sec. 43
MPR Rules 54
to 56

MW. 10 出願の補正及びその時期

出願人は，明細書，請求の範囲及び図面について次の修正を行うことができる。

(i) 時期を問わず，誤記，欠落又は明白な誤りの補充。この補充は特許様式No. 42（附属書MW.VI参照）で行い，関係手数料（附属書MW. I 参照）の支払を伴わなければならない。

(ii) 出願の許可前であれば，出願の主題の範囲が拡張されないことを条件とする補正。この補正は特許様式No. 30（附属書MW.IV参照）で行い，関係手数料（附属書MW. I 参照）の支払を伴わなければならない。

(iii) 出願の許可後であれば，権利の一部放棄，補充若しくは説明のみによって，出願の主題の範囲が拡張されないことを条件とする補正。この補正は特許様式No. 31（附属書MW.V参照）で行い，関係手数料（附属書MW. I 参照）の支払を伴わなければならない。

すべての修正は，補正案を示す用紙に，希望する補正部分を明瞭に赤インクで表示して，出願人又は代理人が証明したコピーを添付しなければならない。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
MPA Sec. 73
80
MPT Rule 3

MW. 11 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。P C T 第25条に基づく検査に関し，国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定した場合には，その決定の日から3箇月以内に，様式P. T. No. 1を使用して特許裁判所登録官に上訴することができる。上訴する場合には，この期間内に附属書MW. I に示す関係手数料を支払わなければならない。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

MW. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6. 022から6. 027項を参照。出願人は，国際段階における又は国内官庁に対する期間を遵守しなかった場合，権利回復を請求することができる。遵守されなかった要件を放棄する請求も可能である。請求には，期間又は要件を遵守しなかった理由を述べ，その陳述を裏付ける宣誓供述書による証拠を添付しなければならない。失効した特許の回復を請求する場合には，特許様式No. 22を使用して申請し，関係手数料（附属書MW. I 参照）の支払を伴わなければならない。

手 数 料

(通貨：マラウイ・クワッチャ (MWK))

特許様式番号	項 目	額
6	完全明細書の提出のための手数料……………	500
15	特許押印請求……………	250
19	更新手数料*：	
	第4年度から第6年度，各年……………	165
	第7年度から第9年度，各年……………	180
	第10年度……………	200
	第11年度……………	200
	第12年度……………	250
	第13年度……………	250
	第14年度……………	300
	第15年度……………	350
	第16年度……………	400
20	更新手数料支払期間の延長申請	
	1 か月以内……………	150
	2 か月以内……………	200
	6 か月以内……………	250
22	失効特許の回復申請	
	失効から1年以内の申請……………	500
	失効から1年経過後の申請……………	550
	公告手数料……………	150
30	認容前の明細書の補正申請……………	100
31	認容後の補正申請	
	出願人が特許押印までに申請する場合……………	150
	特許権者が特許押印後に申請する場合……………	180
42	誤記の訂正請求……………	50
特許裁判所		
1	特許裁判所に対する上訴の通知……………	50

手数料の支払方法

手数料はマラウイ・クワッチャ建で支払う。すべての支払には、支払手数料に関する様式の提出と併せて、出願人又は特許権者の氏名若しくは名称、出願番号（判明していれば国内番号、国内番号が不明の場合には国際番号）又は特許番号、及び支払手数料の種類を表示しなければならない。

手数料は、次の方法で支払うことができる：国内官庁において現金支払、又はマラウイ国の銀行若しくは外国銀行で引き出された小切手

* 「実施許諾用意 (Licences of Right)」と裏書された特許については手数料の半額のみ支払う。

様 式（附属書MW. II－VI）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 MW. II 特許押印請求書（特許様式 No. 15）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_mw.pdf

附属書 MW. III 更新手数料支払書（特許様式 No. 19）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_mw.pdf

附属書 MW. IV 許可前の明細書の補正申請書（特許様式 No. 30）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_mw.pdf

附属書 MW. V 許可後の補正申請書（特許様式 No. 31）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_mw.pdf

附属書 MW. VI 誤記の訂正請求書（特許様式 No. 42）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_mw.pdf